

三重県議会選挙区調査特別委員会 これまでの検討経過

本委員会は、平成25年1月17日に設置され、これまでに15回開催し、三重県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に調査・検討を行ってきました。

委員会の開催状況

第1回	平成25年	2月	7日(木)
第2回	平成25年	3月	25日(月)
第3回	平成25年	6月	26日(水)
第4回	平成25年	7月	24日(水)
第5回	平成25年	9月	6日(金)
第6回	平成25年	10月	1日(火)
第7回	平成25年	10月	28日(月)
第8回	平成25年	11月	8日(金)
第9回	平成25年	11月	22日(金)
第10回	平成25年	12月	2日(月)
第11回	平成25年	12月	16日(月)
第12回	平成25年	12月	18日(水)
第13回	平成25年	12月	20日(金)
第14回	平成25年	12月	24日(火)
第15回	平成25年	12月	25日(水)

第1回 平成25年2月7日(木)

- ・選挙管理委員会および議会事務局から資料に基づき、県議会議員の定数等に係る法令の規定、国政選挙、都道府県議会議員選挙の定数訴訟の事例、各都道府県議会議員の定数及び選挙区の状況、公職選挙法の一部を改正する法律案の動向などについて説明。
- ・過去の選挙区調査特別委員会等における検討結果を確認。

第2回 平成25年3月25日(月)

- ・選挙管理委員会および議会事務局から資料に基づき、県内市町議会議員の定数削減状況、各都道府県における選挙区及び定数の見直し状況、三重県の選挙区の任意合区対象選挙区の考え方について説明。
- ・選挙区、定数に係る各会派の意向の確認。

第3回 平成25年6月26日(水)

- ・議会事務局から公職選挙法の改正案について説明。
- ・現行法をベースに改正法も視野に入れて検討を進める。
- ・年間活動計画について、当初の案を修正し、12月に中間案提示、パブリックコメント実施後、3月に条例案上程とする。
- ・本委員会の論点について、各会派からの意見を取りまとめて、論点を整理し、正副委員長から各会派へ提示し、次回までに意見を求める。

論点整理項目

- <論点1> 一票の格差の是正
- <論点2> 総定数の検討
- <論点3> 選挙区の見直し
- <論点4> 一人区の検討
- <論点5> 逆転現象区の是正

第4回 平成25年7月24日(水)

- ・各論点について、各会派からの意見を報告。
- ・各会派からの意見をもとに、今後の議論の方向性を正副委員長で取りまとめて提出。

第5回 平成25年9月6日(金)

- ・議論の方向性について、<論点1>を委員会合意として確認。
「一票の格差の是正を基本に、定数の削減や選挙区の見直しの検討を行う」
- ・論点2から5について、各会派で議論し、次回委員会で提示するため、正副委員長のたたき台を提示。

第6回 平成25年10月1日(火)

- ・論点2から5について、各会派からの意見を提示。
- ・最新の住民基本台帳の数値に基づいた定数配分の資料を作成し、各会派に配布した上で、1票の格差是正に向けての各会派案を次回の委員会で提示。

第7回 平成25年10月28日(月)

- ・自民みらい以外の会派から案を提示。自民みらいより、本日の議論を会派に持ち帰り再度議論するとの申し出あり。次回に会派案を提示予定。
- ・いずれにしても12月に中間案を提出することで議論を進めることで合意。

第8回 平成25年11月8日(金)

- ・改めて各会派案を報告、自民みらいからも会派案を提示。
- ・次回正副委員長を提示し議論することです承。

第9回 平成25年11月22日(金)

- ・公職選挙法の改正の動きがあったため、次回、改正法をふまえた上での各会派の案を再度提示することです承。

第10回 平成25年12月2日(月)

- ・改正公職選挙法に基づいた各会派案の提示。

第11回 平成25年12月16日(月)

- ・各会派案を踏まえ、正副委員長案を提示し、協議。その場では合意には至らず、各会派に持ち帰り検討し、次回会議で案に対する意見(賛成、反対、修正)を提示予定。

第12回 平成25年12月18日(水)

- ・各会派から正副委員長案に対する意見提示。新政みえは正副委員長案で賛成、自民みらい、鷹山、公明党は修正案を提示。みんなの党は意見のみ提示。合意には至らず、正副委員長が現在の状況を正副議長に報告することです承。

第13回 平成25年12月20日(金)

- ・委員長から、正副議長へ報告を行った件について報告。次回、修正正副委員長案を提示予定。

第14回 平成25年12月24日(火)

- ・正副委員長案を再提出、各会派に持ち帰り検討を行い、明日25日(水)に再度委員会を開催し、協議することです承。

第15回 平成25年12月25日(水)

- ・再提出された正副委員長について、全会一致です承。今後、パブリックコメントを実施し、3月に条例案提出を予定することを確認。

見直し案の内容

【選挙区と定数の変更】

- ・鳥羽市選挙区(定数1)と志摩市選挙区(定数2)を合区()して、定数を3から2にする。

いままで別々になっていた選挙区を一つに統合すること。

【定数の変更】

- ・伊勢市選挙区の定数を4人から3人にする。
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区の定数を2人から1人にする。
- ・熊野市・南牟婁郡選挙区の定数を2人から1人にする。
- ・多気郡選挙区の定数を2人から1人にする。
- ・度会郡選挙区の定数を2人から1人にする。

以上の見直しにより総定数は51人から6人減の45人となります。

- 見直し案の選挙実施時期
平成27年5月1日以降の一般選挙から適用とする。